

令和3年度 監査結果報告書（4月・5月実施分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定による監査を藤沢市監査基準に基づき実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

第1 監査の概要

1 監査の種類

- (1) 地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査
- (2) 同第7項に基づく出資団体監査
- (3) 同第7項に基づく指定管理者監査

2 監査の対象

- (1) 定期監査 財務に係る事務の執行
- (2) 出資団体監査 出納その他の事務の執行等
- (3) 指定管理者監査 指定管理業務に係る出納その他の事務の執行等

3 監査の基準日

令和2年度（2021年2月末日現在）

4 監査の対象部局等

- (1) 定期監査 経済部，計画建築部
- (2) 出資団体監査 公益財団法人藤沢市まちづくり協会
- (3) 指定管理者監査 公益社団法人藤沢市観光協会（藤沢市江の島岩屋及び藤沢市片瀬東浜駐車場に係る指定管理業務），江ノ島電鉄株式会社（藤沢市江の島サムエルコッキング苑に係る指定管理業務）

5 監査の着眼点

- (1) 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。
- (2) 収入に係る事務は適正に行われているか。
- (3) 支出に係る事務は適正に行われているか。

6 監査の主な実施内容

監査の着眼点に基づき、監査対象課等に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行ったほか、関係職員にヒアリングを行った。

7 監査の実施日

2021年（令和3年）5月28日（金）

8 監査を実施した委員

監査委員	中	川	隆
同	石	田	晴美
同	東	木	久代
同	吉	田	淳基

第2 監査の結果

監査対象課等における調査事項ごとに関係書類及び管理する施設等を調査した結果、次の指摘事項を除き、適正に行われていると認められた。

指摘事項については、適正に事務が執行されるようにそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、監査の際に発見されたその程度が軽微なもので、是正が容易にできる等の事項については、所管する部局長に別途通知したのでその記述を省略した。

指摘事項

(1) 定期監査

ア 委託料の執行

(ア) 再委託の承諾手続きが取られていない。

基本協定書第 13 条に基づき、指定管理者が業務の全部又は一部を第三者に委託するときは、あらかじめ市の書面による承諾を得る必要があるが、その事務処理を行っていなかったため、今後は適正な事務処理に改められたい。

・ 藤沢市江の島岩屋管理運営業務（経済部観光課）

指定管理者が当該業務のうち「混雑時の観光客の誘導・整理・案内・施設警備」「年末年始警備」「電気施設保守点検」について市の承諾なく第三者に再委託している。

・ 藤沢市片瀬東浜駐車場管理運営業務（経済部観光課）

指定管理者が当該業務のうち「夜間警備業務」について市の承諾なく第三者に再委託している。

(2) 出資団体監査

ア 市からの委託を受けた業務

大庭台墓園墓所管理等業務（公益財団法人藤沢市まちづくり協会）

(ア) 再々委託の承諾手続きが取られていない。

受託者である公益財団法人藤沢市まちづくり協会が、当該業務に係る「揚水設備保守点検及び地下貯水槽等清掃業務」「浄化槽維持管理業務」について再委託をしているが、再委託受託者が受託者の承諾なく業務の一部である「水質検査」等を再々委託している。

業務委託契約書第 7 条によれば、受託者が業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ委託者の書面による承諾を得る必要があるため、今後は適正な事務処理に改められたい。

(3) 指定管理者監査

ア 藤沢市江の島岩屋に係る指定管理者の業務（公益社団法人藤沢市観光協会）

(ア) 再委託の承諾依頼の手续きが取られていない。

指定管理者である公益社団法人藤沢市観光協会が、当該業務に係る「電気施設

保守点検」「混雑時の観光客の誘導・整理・案内・施設警備」「年末年始警備」について市の承諾なく第三者に再委託している。

基本協定書第13条によれば、指定管理者が業務の全部又は一部を第三者に委託するときは、あらかじめ市の書面による承諾を得る必要があるため、今後は適正な事務処理に改められたい。

イ 藤沢市片瀬東浜駐車場に係る指定管理者の業務（公益社団法人藤沢市観光協会）

（ア）再委託業務について契約未締結のまま業務を行わせている。

当該業務のうち、一般廃棄物等の収集運搬業務を第三者に再委託するために市に対して承諾願いは提出しているが、当該業務を受託した第三者と契約を締結することなく業務を行わせているため、今後は適正な事務処理に改められたい。

（イ）再委託の承諾依頼の手続きが取られていない。

指定管理者である公益社団法人藤沢市観光協会が当該業務に係る「夏期夜間警備業務」について市の承諾なく第三者に再委託している。

基本協定書第13条によれば、指定管理者が業務の全部又は一部を第三者に委託するときは、あらかじめ市の書面による承諾を得る必要があるため、今後は適正な事務処理に改められたい。

勧告事項 地方自治法第199条第11項に基づく勧告事項は、特に措置を講ずる必要があると認められるもので、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法律、政令、省令、条例、規則に明確に違反しており、直ちに是正を講じなければ、市の行財政及び市民生活へ多大な影響を及ぼすもの、または現に及んでいるもの。
- (2) 故意または重過失により市に重大な損害が生じているもの。
- (3) 前回指摘事項とされたもので、是正、改善の兆候が認められず、特に措置を講ずる必要があると認められるもの。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、監査委員が、特に措置を講ずる必要があると認められるもの。

指摘事項 次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法律、政令、省令、条例、規則に明確に違反していると認められるもの。
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの。
- (3) 不適正な財務会計事務が行われているもの。
- (4) 経済性、効率性、有効性並びに内部統制の観点から改善を要するもの。
- (5) 前回注意事項とされたもので、是正、改善の兆候が認められないもの。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、不当又は適正を欠く事項で、指摘事項が適当であると認められるもの。